

2. フリースクールとの連携、支援について

- (1) フリースクールとの連携体制の確立について
- (2) フリースクールでの出席認定について
- (3) フリースクールに通う児童生徒に教育バウチャー制度導入を

【答弁】

2. フリースクールとの連携、支援についての(1)～(3)につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

民間のフリースクールは、長期にわたる不登校児童生徒の教育機会を確保できる学びの場であり、公的機関へのつながりが困難な児童生徒にとって重要な居場所でもあると認識しております。

現在、学校現場におきましては、不登校傾向の兆しが見られる児童生徒に対しては、校内での柔軟な対応や家庭訪問等を通して具体的な支援に取り組んでおります。

しかしながら、議員ご指摘の通り、不登校児童生徒への支援にあっては、当該児童生徒やその保護者に対して多様な選択肢を情報提供することが必要であると認識しております。現在、本市教育委員会では、不登校児童生徒やその保護者に対して、公民問わず学校以外の学びの場や居場所に関する情報を提供するためのリーフレットの作成に取り組んでいるところでございます。

次に、(2)についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、児童生徒が利用するフリースクールの参加について、一定の要件を満たす場合には出席扱いとすることができます。

本市教育委員会といたしましても、出席認定をすることは当該児童生徒の努力を認めるとともに支援にもつながると認識しておりますことから、非常に重要であると考えております。今後、一定の基準や方向性を指し示すためのガイドラインの作成も含め、学校とフリースクールのさらなる連携を進めてまいります。

次に、(3)についてお答えいたします。

現在、児童生徒がフリースクールに通う場合は、公共交通機関の利用に係る保護者の経済的な負担を軽減できるよう、保護者からの申し出に応じて学割証の発行を進めております。議員ご提案の教育バウチャー制度の導入等経済的な負担の軽減につきましては、先進市の取組みを参考に研究してまいります。